

環境行政に関する主な状況等

1 県環境基本計画策定の経緯

本県では、平成9年8月に、愛知県環境基本条例の基本的な理念のもとに、目指すべき社会の姿と環境の姿を長期的な目標として示すとともに、それらを総称した「あいち環境社会」の構築を目指して、愛知県環境基本計画を策定した。

平成14年9月には、この環境基本計画を見直し、県民、事業者等との協働のもとに、目指すべき将来像として「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする社会の姿を提示するとともに、課題を長期的及び短中期的な施策に区分した上で施策の充実強化を図るなど、循環を基調とする持続可能な社会の構築の実現に向けて、第2次愛知県環境基本計画を策定した。

平成20年3月には、「自然の叡智」をテーマに掲げた愛知万博の開催を契機とした環境に対する意識の向上を背景に、依然として残る環境保全上の課題や社会経済動向の変化に適切に対応するため、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標として掲げ、県民が「安全・安心」して暮らせる社会の形成を環境政策の基本としつつ、「脱温暖化」、「資源循環」、「自然共生」、「参加・協働」を推進するための施策を盛り込んだ第3次愛知県環境基本計画を策定した。

2 本県の環境の状況

本県の環境の状況は、各種排出規制を始めとする公害防止対策の推進と、事業者による積極的な公害防止努力、省資源、省エネルギーへの取組などにより、硫酸化物や窒素酸化物の環境基準の達成や陸域からの汚濁負荷量の削減など全般的には改善の傾向にある。

しかしながら、微小粒子状物質による大気汚染や、都市部を流れる中小河川や閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾の水質汚濁など、依然として改善余地の大きい課題があるとともに、温室効果ガスの排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、引き続き解決に向けて取り組むべき課題が残されている。

3 社会情勢等の動向

第3次の環境基本計画の策定以降、環境と経済の面では、資源制約の克服と環境負荷の解消を図りながら、再生可能エネルギーの活用などで経済成長を目指す「グリーン成長」という概念が広まるなど、環境対策を経済発展につながる成長要因として捉える動きが拡大している。

国においては、平成22年10月に「新成長戦略」を閣議決定し、グリーン・イノベーション（環境エネルギー分野の革新）の促進や、総合的な政策パッケージによって、我が国のトップレベルの環境技術を普及・促進することにより、世界ナンバーワンの環境・エネルギー大国を目指すこととしている。さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーなどの環境投資を経済発展につながる成長要因として捉える動きが加速している。

こうしたなか、国では環境基本法に基づき、平成24年4月に第4次となる「環境基本計画」が閣議決定された。この計画では、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」、「国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化」、「持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成」、「地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と協働の推進」の4つの方向性が掲げられた。また、この方向に沿って、「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」等の3つの事象横断的な分野と「地球温暖化に関する取組」等の6つの事象面で分けた分野からなる9つの重点分野をはじめとした施策が示されている。

4 本県環境施策の状況

(1) 地球温暖化防止対策

本県は、34年連続で製造品出荷額等が全国一であり、次世代自動車を始めとする環境技術の集積地でもあることから、温暖化対策の推進と環境技術により世界に貢献するとともに、本格的な低炭素社会の実現に向け、更なる取組が求められることから、平成24年2月に2020年度を目標とする「あいち地球温暖化防止戦略2020」を策定した。

また、「あいち新世紀自動車環境戦略」は、取組の達成状況や県民・事業者の意向などを踏まえ、新たな目標、取組内容を定めるため計画の改定を予定している。

(2) 資源循環

循環型社会の構築を目指し、3Rと廃棄物の適正処理を基本的な考えとし、海岸漂着物の処理体制の整備、災害時における廃棄物の処理体制の構築、地球温暖化への配慮を新たに取り入れた第9次となる愛知県廃棄物処理計画を平成24年3月に策定した。

なお、公共関与の最終処分場として武豊町地先海域に衣浦港3号地廃棄物最終処分場が平成23年3月に全面供用された。

(3) 自然共生

平成22年10月に「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が愛知・名古屋で開催され、会議の大きな成果の一つとして生物多様性保全の新たな戦略計画「愛知目標」が採択された。国においては、愛知目標の達成に向けたロードマップを示すため、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定した。COP10の開催地である本県としても、愛知目標達成に向けた取組を積極的に進めていくとともに、人と自然が共生する街づくりを推進していくため、新たな生物多様性戦略である「あいち生物多様性戦略（仮称）」の策定を進めている。

海域の保全・再生に向け、平成20年度から3年間にわたり三河湾里海再生のための取組の効果等を検討し、今後取り組むべき施策を取りまとめた「三河湾里海再生プログラム」を平成23年3月に策定した。

(4) 安全・安心

自動車NOx・PM法の対策地域を運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制を促進するため、平成22年8月に「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めた。

伊勢湾・三河湾の水質は改善傾向にあるものの、環境基準の達成状況が十分でないことから、総合的・計画的な水質保全対策を一層推進するため、平成24年2月に「第7次水質総量削減計画」を策定した。

平成24年6月には、計画段階環境配慮書の手続きの創設やインターネット等による縦覧図書の公表義務化、方法書の説明会開催の義務化などを内容とする環境影響評価条例の改正を行った。

(5) 参加・協働

環境教育促進法も踏まえ、平成17年1月に策定した「愛知県環境学習基本方針」を見直し、環境学習の推進に関する行動計画の策定に向けた検討を進めている。

「持続発展教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が平成23年9月に愛知・名古屋での開催が決定したことを契機として、本県では会議支援はもとより、持続可能な社会の形成に向け、県民、事業者等の参加と協力を得て環境保全の取組をさらに進めていくこととしており、特に環境面で地域を支える人づくりに積極的に取り組んでいくこととしている。

◎ 環境審議会等の審議予定

第1回 環境審議会（11月7日）

「環境基本計画の改定について」を諮問

第1回 環境審議会総合政策部会（12月）

第3次環境基本計画の進捗等の点検及び課題の整理

第2回 環境審議会総合政策部会（2月）

新しい計画の策定の方向性及び盛り込むべき施策の検討

第3回 環境審議会総合政策部会（5月）

新しい計画の骨子（枠組み）案の検討

第4回 環境審議会総合政策部会（7月）

新しい計画の骨格（目標、施策展開の方向、施策の内容等）検討

第5回 環境審議会総合政策部会（9月）

新しい計画の中間取りまとめ案

第2回 環境審議会（10月）

中間取りまとめ案について審議

パブリックコメントの実施（10月）

第6回 環境審議会総合政策部会（1月）

パブリックコメントの意見の内容について報告
計画の部会報告案について審議

第3回 環境審議会（2月）

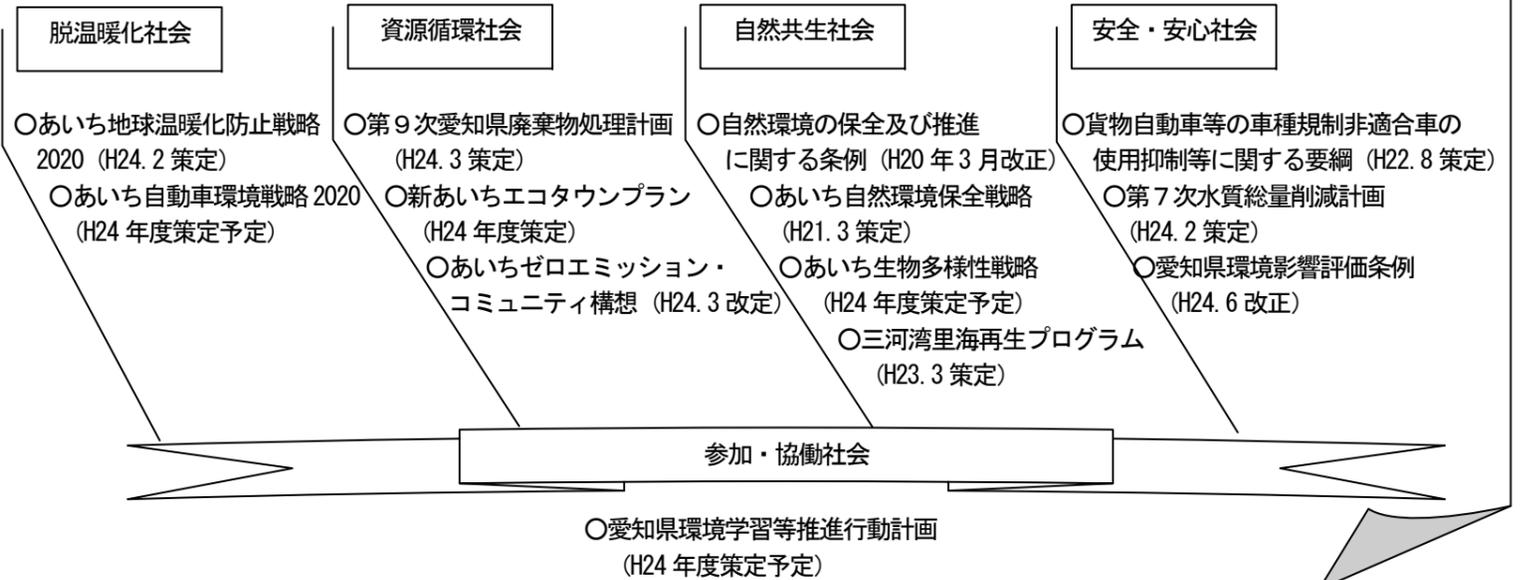
答申案について審議、答申

第4次愛知県環境基本計画の策定について

第3次愛知県環境基本計画 (H20.3策定)

- ◎愛知県環境基本条例に基づき策定
(環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのもの)
- 【計画期間】2025年までの長期を展望し、環境保全の目標を提示、2015年までの10年程度の間に取り組む施策の方向を提示
- 【目標】自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり
- <目標実現に向けた5つの社会づくり>
- ①脱温暖化社会 ②資源循環社会 ③自然共生社会
- ④安全・安心社会 ⑤参加・協働社会
- [概ね5年ごとに計画全体の点検、新たな環境保全上の課題や社会経済動向の大きな変化が生じた場合、必要に応じ計画の見直し]

分野別プラン・戦略の策定・展開



第3次計画策定以降の主な動向

1 我が国における動向

- リーマンショック
 - 環境と経済の関係の変化(リオ+20の開催)
 - 東日本大震災に伴う環境問題(エネルギー政策の転換、放射性物質による環境汚染対策)
 - エネルギー政策の転換
- など

2 本県における動向

- COP10の開催(「愛知目標」、「名古屋議定書」の採択など)
 - 「持続発展教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」開催決定
 - 三河湾環境再生プロジェクト
- など

環境マニフェスト公表 (H22.12)

- 藤前干潟を市民とのふれあいのメッカに
 - 2010 COP10の継承
 - 世界最先端の自動車環境都市の実現へ
 - 太陽光発電の支援
- など

第3次計画の進捗状況・評価

- 微少粒子状物質による大気汚染、伊勢湾・三河湾の水質汚濁など、改善が必要な課題がある
- 地球温暖化への対応、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、引き続き取り組むべき課題が残されている

国・第4次環境基本計画 (H24.4閣議決定)

- <目指すべき持続可能な社会の姿>
「安全」の確保を前提に「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成
- <9つの優先的に取り組む重点分野>
- 【横断分野】
- ①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
- ②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- ③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
- 【個別分野】
- ④地球温暖化、⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用、⑥物質循環の確保・循環型社会の構築、⑦水循環保全、⑧大気環境保全、⑨包括的な化学物質対策の確立と推進
- <震災復興、放射性物質による環境汚染対策>
- 東日本大震災からの復旧・復興に際して、環境面から配慮すべき事項
- ①自立・分散型エネルギーの導入等の推進、
- ②広域処理を含む災害廃棄物の処理、
- ③失われた生物多様性の回復等の取組
- 放射性物質による環境汚染からの回復等

第4次愛知県環境基本計画 (平成25年度末策定予定)

<計画の方向性(案)>

- ◎2030年までの方向性を示すとともに、2020年までの間に取り組む施策を提示
 - ◎「脱温暖化」、「資源循環」、「自然共生」を統合的に達成するとともに、その基盤である「安全・安心」を確保
 - ◎「環境首都あいち」の実現に向け、「人と自然が共生する街づくり」、「環境面で地域を支える人づくり」を目指す
- など